おくやみハンドブック

成田市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやＰＣで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12211

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
成田市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続につきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

成田市役所　0476-22-1111(代表)

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。
URL：https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12211

もくじ

死亡に伴う各種手続チェックリスト …… P.2
死亡に伴う各種手続
1．住民登録に関する手続 …… P.5
2．健康保険に関する手続 …… P.6
3．年金に関する手続 …… P.10
4．税金に関する手続 …… P.12
5．介護保険に関する手続 …… P.19
6．福祉 (高齢者) に関する手続 …… P.20
7．福祉 (障がい) に関する手続 …… P.22
8．子どもに関する手続 …… P.30
9．上下水道に関する手続 …… P.34
10．農業集落排水に関する手続 …… P.36
11．農地に関する手続 …… P.36
12．森林に関する手続 …… P.37
13．その他の手続 …… P.38
市役所以外で行う手続き …… P.42
不動産の相続登記について …… P.43

死亡に伴う各種手続チェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	□	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.5
	□	印鑑登録をしていた	
健康保険	□	国民健康保険に加入していた	P.6
	□	後期高齢者医療保険に加入していた	P.8
年金	□	国民年金に加入または受給していた	P.10
	□	厚生年金に加入または受給していた	
	□	共済年金に加入または受給していた	P.11
	□	農業者年金に加入または受給していた	
税金	□	市税の納付が済んでいない	P.12
	□	市民税が課税されていた	P.13
	□	市内に固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.14
	□	市内に未登記家屋を持っていた	P.15
	□	軽自動車税（種別割）が課税されていた	P.16
	□	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕作業用等)を所有していた	P.17
介護保険	□	介護保険加入者(おもに６５歳以上の方)	P.19
福祉(高齢者)	□	ねたきり高齢者福祉手当などを受給していた	P.20
	□	緊急通報装置を使用していた	
	□	福祉電話を使用していた	
	□	徘徊高齢者等家族支援サービス(GPS)を利用していた	P.21
	□	紙おむつを受給していた	
	□	配食サービスを利用していた	

死亡に伴う各種手続チェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉(障がい)	□	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた	P.22
	□	障害児福祉手当を受給していた	
	□	特別障害者手当を受給していた	P.23
	□	特別児童扶養手当を受給していた	
	□	成田市障害者福祉手当、指定難病等見舞金を受給していた	P.24
	□	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.25
	□	精神障害者医療費助成を利用していた	
	□	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	P.26
	□	重度心身障害者（児）医療費の助成を受けていた	P.27
	□	福祉タクシー券を利用していた	P.28
	□	児童通所施設を利用していた	
	□	障害福祉サービスを利用していた	P.29
	□	地域生活支援サービスを利用していた	
子ども	□	児童手当を受給していた	P.30
	□	児童扶養手当を受給していた	
	□	子ども医療費助成受給券を交付されていた	P.31
	□	ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた	
	□	遺児等手当を受給したい	P.32
	□	遺児等手当を受給していた	
	□	保育園、幼稚園又は児童ホームを利用していた	P.33

区分	☑	該当事項	詳細ページ
上下水道	□	上下水道を使用していた	P.34
	□	井戸水を利用していて、公共下水道を使用していた	
	□	下水道事業受益者負担金を納付中であった	P.35
	□	し尿くみ取り式トイレを使用している	
農業集落排水	□	農業集落排水を使用されている方(下総地区、大栄地区の一部)	P.36
農地	□	市内の農地の貸し借りをされている方	
森林	□	市内に森林を所有されている方	P.37
その他	□	道路を占用していた	P.38
	□	市営霊園でお墓を使用している	
	□	家財整理をしたい	P.39
	□	家を売りたい・貸したい	P.40
	□	市営住宅に住んでいた	
	□	相続した住宅を売却した	P.41
	□	犬を飼っている	

1. 住民登録に関する手続

支所対応　○：可能　△：一部可能　×：不可

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続　カードの返却または保管　支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード・個人番号通知カード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続が完了するまで保管しておくことをお勧めします。	なし **手続可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード □ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0476-20-1525

印鑑登録をしていた

手続　印鑑登録証(カード)の返却または破棄　支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし **手続可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)	市民課 ☎ 0476-20-1525

下総支所・大栄支所　問い合わせ先

下総支所　窓口サービス係	☎ 0476-96-1113	開所時間	午前8時30分～午後5時15分 (休所日：土・日曜日、祝日、年末年始)
大栄支所　窓口サービス係	☎ 0476-73-8066		

2. 健康保険に関する手続

支所対応　○：可能　△：一部可能　×：不可

国民健康保険に加入していた

手続 ① 保険証等の返却　支所対応：○

手続詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証等を回収しています。 ※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かく裁断してから廃棄してください。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証または資格確認書	保険年金課 ☎ 0476-20-1526

手続 ② 葬祭費の申請　支所対応：○

手続詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
□ 葬祭執行者の振込口座の分かるもの □ 葬祭執行を証明する書類 (会葬礼状・葬祭領収書) ※葬祭執行者以外の方が申請・受領をご希望の場合は委任状が必要です。	保険年金課 ☎ 0476-20-1526

MEMO

2. 健康保険に関する手続

国民健康保険に加入していた

手続 ③ 高額療養費の申立て申請　支所対応：○

手続詳細	期　限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	2 年以内
	手続可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者の印鑑または本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード等） □ 相続人代表者の振込口座の分かるもの	保険年金課 ☎ 0476-20-1526

手続 ④ 相続人代表者となる方の申立書の提出　支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方の国民健康保険税について、税額の変更や還付金が発生した場合、提出いただいた申立書の相続人代表者となる方に通知を送付いたします。 亡くなられた方に還付金が発生した場合、相続人代表者となる方が受領するには申立書の提出が必要となります。 ※郵送でのお手続も可能です。郵送でのお手続を希望する場合、お電話でのご連絡で申立書の様式を指定の住所にお送りいたします。	なし ※還付金受領には時効による期限があります。お早めにお手続ください。
	手続可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者の印鑑または本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード等） □ 相続人代表者の振込口座の分かるもの	保険年金課 ☎ 0476-20-1526

MEMO

後期高齢者医療保険に加入していた

手続 ① 保険証等の返却　支所対応：○

手続詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証等を回収しています。 ※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かく裁断してから廃棄してください。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書	保険年金課 ☎ 0476-20-1547

手続 ② 葬祭費の申請　支所対応：○

手続詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費(50,000 円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 葬祭執行者（喪主）の振込口座の分かるもの □ 葬祭執行者（喪主）を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書） ※亡くなった方、喪主の両方の名前が記載されているもの ※葬祭執行者（喪主）以外の方が申請・受領をご希望の場合は委任状が必要です。	保険年金課 ☎ 0476-20-1547

MEMO

後期高齢者医療保険に加入していた

手続 ③ 相続人代表者となる方の申立書の提出　支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方の後期高齢者医療保険料について、保険料額の変更や還付金が発生した場合、提出いただいた申立書の相続人代表者となる方に通知を送付いたします。 亡くなられた方に還付金が発生した場合、相続人代表者となる方が受領するには申立書の提出が必要となります。 ※郵送でのお手続も可能です。郵送でのお手続を希望する場合、お電話でのご連絡で申立書の様式を指定の住所にお送りいたします。	なし ※還付金受領には時効による期限があります。お早めにお手続ください。 **手続可能な人** 相続人代表者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者の印鑑または本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード等） □ 相続人代表者の振込口座の分かるもの	保険年金課 ☎ 0476-20-1547

MEMO

国民年金に加入または受給していた

手続　必要な手続の確認　支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続の確認をしてください。 ※加入していた年金が、国民年金第1号のみの方※1は、市役所へお問い合わせください。厚生年金期間や国民年金第3号被保険者※2期間が少しでもある方は、ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。 ※1　第1号被保険者 … ご自分で年金保険料を納付する加入者 ※2　第3号被保険者 … お勤め人の扶養に入っている配偶者	ー **手続可能な人** ー
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	保険年金課 ☎ 0476-20-1547

厚生年金に加入または受給していた

手続　必要な手続の確認　支所対応：×

手続詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※加入していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合や、国民年金第3号被保険者期間のある方は、ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。	ー **手続可能な人** ー
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 佐原年金事務所 ☎ 0478-54-1442

3. 年金に関する手続

支所対応 ○：可能　△：一部可能　×：不可

共済年金に加入または受給していた

手続　必要な手続の確認　支所対応：×

手続詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	ー
	手続可能な人
	ー
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金に加入または受給していた

手続　農業者年金死亡関係届出書の提出　支所対応：×

手続詳細	期　限
被保険者や受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続可能な人
	ご遺族の方 (未支給年金の請求がある場合は、同一生計のご遺族の方)
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 農業者年金被保険者証または農業者年金証書 □ 除籍謄本や住民票の除票等（死亡日を明らかにすることができるもの） □ 未支給年金がある場合、請求者の戸籍謄本や住民票等（死亡者との続柄が確認できるもの）、請求者の通帳	農業委員会事務局 ☎ 0476-20-1573 最寄りの農業協同組合

市税の納付が済んでいない

手続 ① 納付に係る手続　支所対応：×

手続詳細	期　限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 納税通知書	納税課 ☎ 0476-20-1519

手続 ② 口座振替停止の手続　支所対応：×

手続詳細	期　限
亡くなられた方が口座振替 (自動払い込み) 制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	納税課 ☎ 0476-20-1519

MEMO

市民税が課税されていた

手続 相続人代表者指定（変更）届の提出　**支所対応：○**

手続詳細	期　限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。 ご不明な点は市民税課までご連絡ください。	相続の開始日から、おおよそ3か月以内
	手続可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者の本人確認ができるもの （運転免許証・マイナンバーカード等）	市民税課 ☎ 0476-20-1513 管轄の家庭裁判所 佐倉支部 ☎ 043-484-1243

MEMO

市内に固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続　相続人代表者指定（変更）届の提出　支所対応：○

手続詳細

固定資産（土地・家屋・償却資産）を持つ納税義務者が亡くなられた場合、固定資産税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。

市で相続人調査を行った後、相続人の方にご案内を送付いたしますので、どなたが相続人の代表者になられるのか、「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。

なお、所有権移転登記が済んでいる方は、資産税課への届出は不要です。所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続をお願いします。

※期限までに「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。

ご不明な点は資産税課までご連絡ください。

期　限

案内文に記載されている期日まで

手続可能な人

相続人代表者となる方

必要なもの

【法定相続人の方が相続される場合】
□ 被相続人と相続人との関係の分かる書類
（戸籍謄本等　写しも可）

【法定相続人以外の方が相続される場合】
□ 遺言書の写し等

【相続放棄の場合】
□ 相続放棄の事実がわかる証明書
（相続放棄申述受理通知書の写し等）

問い合わせ先

資産税課
☎ 0476-20-1514

管轄の法務局
（旧大栄・下総町に属する地域）
千葉地方法務局　香取支局
☎ 0478-52-3391

（香取支局の管轄に属さない地域）
千葉地方法務局　成田出張所
☎ 0476-23-2313

市内に未登記家屋を持っていた

手続 家屋名義人変更届の提出　**支所対応：○**

手続詳細	期　限
未登記家屋については資産税課で所有者の登録を行っているため、納税義務者が亡くなられた場合は、名義人を変更する届出が必要となります。 市で相続人調査を行った後、相続人の方にご案内を送付いたしますので、「家屋名義人変更届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※あくまで固定資産税に関する届け出であり、登記がなされるものではありません。	案内文に記載されている期日まで
	手続可能な人
	新たに名義人となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
【法定相続人の方が相続される場合】 □ 被相続人と相続人との関係の分かる書類 （戸籍謄本等　写しも可） 【法定相続人以外の方が相続される場合】 □ 遺言書の写し等	資産税課 ☎ 0476-20-1514

MEMO

軽自動車税（種別割）が課税されていた

手続 相続人代表者指定（変更）届の提出　支所対応：○

手続詳細	期　限
軽自動車等を所有されている場合は、原則、名義変更や廃車のお手続きをしていただきますが、名義変更等の手続きが完了するまでの間、被相続人（亡くなられた方）の納税通知書等を受け取る方を指定するために「相続人代表者指定届」のご提出をお願いしております。 ※相続人代表者指定届の提出の有無に関わらず、軽自動車等の名義変更等のお手続きが必要になります。 ※期限までに名義変更等のお手続きがされておらず、「相続人代表者指定届」のご提出がない場合は、市が相続人代表者を指定する場合があります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は継承されません。その場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方についてご提出をお願いします。 ご不明な点は市民税課までご連絡ください。	相続の開始日から、おおよそ3か月以内 **手続可能な人** 相続人代表者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者の本人確認ができるもの （運転免許証・マイナンバーカード等）	市民税課 ☎ 0476-20-1513

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕作業用等)を所有していた

手続 ① 廃車の手続　支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合（使用せず、廃棄や譲渡をする場合）、廃車（ナンバープレートの返納）の手続が必要になります。 ※以下の車両は手続き機関が異なります。手続きの詳細は該当機関へお問い合わせください。 ※普通自動車の手続きについては、関東運輸局千葉運輸支局へお問い合わせください。また、自動車税については、佐倉県税事務所へお問い合わせください。 ・3輪、4輪の軽自動車…軽自動車検査協会　千葉事務所 ・125cc 超のバイク(2輪の軽自動車及び小型自動車) …関東運輸局　千葉運輸支局	亡くなられた日から 30日以内
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ ナンバープレート □ 標識交付証明書 □ 手続者の本人確認ができるもの （運転免許証・マイナンバーカード等）	市民税課 ☎ 0476-20-1513 佐倉県税事務所 ☎ 043-483-1115 軽自動車検査協会 千葉事務所 ☎ 050-3816-3114 関東運輸局　千葉運輸支局 ☎ 050-5540-2022

MEMO

手続 ② 相続人への名義変更　支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続が必要になります。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。 ※以下の車両は手続き機関が異なります。手続きの詳細は該当機関へお問い合わせください。 ※普通自動車の手続きについては、関東運輸局千葉運輸支局へお問い合わせください。また、自動車税については、佐倉県税事務所へお問い合わせください。 ・3輪、4輪の軽自動車…軽自動車検査協会　千葉事務所 ・125cc超のバイク(2輪の軽自動車及び小型自動車) …関東運輸局　千葉運輸支局	亡くなられた日から 15日以内 **手続可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 標識交付証明書 □ 手続者の本人確認ができるもの （運転免許証・マイナンバーカード等） □ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） □ ナンバープレート （ナンバー変更の希望がある場合や、市外の方へ譲渡する場合）	市民税課 ☎ 0476-20-1513 佐倉県税事務所 ☎ 043-483-1115 軽自動車検査協会 千葉事務所 ☎ 050-3816-3114 関東運輸局　千葉運輸支局 ☎ 050-5540-2022

MEMO

介護保険加入者(おもに65歳以上の方)

手続　相続人代表者となる方の申立書の提出　支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方の介護保険料について、保険料額の変更や還付金が発生した場合、提出いただいた申立書の相続人代表者となる方に通知を送付いたします。 亡くなられた方に還付金が発生した場合、相続人代表者となる方が受領するには申立書の提出が必要となります。 ※郵送でのお手続も可能です。郵送でのお手続を希望する場合、お電話でのご連絡で申立書の様式を指定の住所にお送りいたします。 また、介護保険の被保険者証等、こちらから交付していた各種証の回収も併せて行いますのでお持ちください。	なし ※還付金受領には時効による期限があります。お早めにお手続ください。 **手続可能な人** 相続人代表者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 介護保険被保険者証等 □ 相続人代表者の印鑑または本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード等） □ 相続人代表者の振込口座の分かるもの	介護保険課 ☎ 0476-20-1545

MEMO

6. 福祉（高齢者）に関する手続

支所対応　○：可能　△：一部可能　×：不可

ねたきり高齢者福祉手当などを受給していた

手続　受給資格喪失届出書の提出
（未払い分がある場合は、必要に応じて申立書の提出）

支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方が次の手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 ・ねたきり高齢者福祉手当　・重度認知症高齢者介護手当 ・高齢者及び障害者介護者手当	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 申立書の提出が必要な場合は印鑑・相続人の振込口座のわかるもの	高齢者福祉課 ☎ 0476-20-1537

緊急通報装置を使用していた

手続　緊急通報装置の返却

支所対応：△ ※機器回収のみ可

手続詳細	期　限
緊急通報装置を利用されている方が亡くなられた場合は、装置の返却が必要となります。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	基本的に親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 緊急通報装置(本体・ペンダント・ケーブル)	高齢者福祉課 ☎ 0476-20-1537

福祉電話を使用していた

手続　電話機の返却

支所対応：△ ※機器回収のみ可

手続詳細	期　限
福祉電話を利用されている方が亡くなられた場合は、電話機の返却が必要となります。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	基本的に親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 電話機（本体・ケーブル）	高齢者福祉課 ☎ 0476-20-1537

6. 福祉（高齢者）に関する手続

支所対応 ○：可能　△：一部可能　×：不可

徘徊高齢者等家族支援サービス（GPS）を利用していた

手続 機器(GPS)の返却　**支所対応：△** ※機器回収のみ可

手続詳細	期　限
徘徊高齢者等家族支援サービス(GPS)を利用されている方が亡くなられた場合は、機器(GPS)の返却が必要となります。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	基本的に親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 機器（GPS）本体	高齢者福祉課 ☎ 0476-20-1537

紙おむつを受給していた

手続 紙おむつの停止　**支所対応：○**

手続詳細	期　限
亡くなられた方が紙おむつを受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	基本的に親族
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	高齢者福祉課 ☎ 0476-20-1537

配食サービスを利用していた

手続 配食サービスの停止　**支所対応：○**

手続詳細	期　限
亡くなられた方が配食サービスを利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	基本的に親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 未払い分がある場合は相続人等の住所のわかるもの	高齢者福祉課 ☎ 0476-20-1537

7. 福祉（障がい）に関する手続

支所対応　○：可能　△：一部可能　×：不可

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

手続　手帳の返還　　支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方が身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

障害児福祉手当を受給していた

手続　障害児福祉手当死亡届の提出（未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出）　　支所対応：×

手続詳細	期　限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が可能です。	死亡日から 14 日以内
	手続可能な人
	親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑 □ 未払い分がある場合は、受給者と生計を同じにしていた配偶者または扶養義務者の振込口座のわかるもの	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

MEMO

7. 福祉 (障がい) に関する手続

特別障害者手当を受給していた

手続	特別障害者手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)	支所対応：×

手続詳細	期　限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が可能です。	死亡日から 14 日以内
	手続可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 □ 未払い分がある場合は、受給者と生計を同じにしていた配偶者または扶養義務者の振込口座のわかるもの	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続	特別児童扶養手当受給者死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、ほかに受給資格がある人がいる場合は特別児童扶養手当認定請求書の提出)	支所対応：×

手続詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。ほかに受給資格がある人がいる場合は、新規で認定請求の手続きをしてください。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	手続可能な人
□ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本(新規で認定の請求をするため亡くなられた方が記載された戸籍謄本を提出する場合は省略可) □ 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座の通帳写し □ 新規で認定請求する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し、そのほかの添付書類(個別の事情により提出が必要なもの) □ 印鑑	親族等
	問い合わせ先
	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

【児童が亡くなられた場合】

手続 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出　**支所対応：×**

手続詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。ほかに特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続となります。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

成田市障害者福祉手当、指定難病等見舞金を受給していた

手続 障害者福祉手当受給資格喪失届、指定難病等見舞金受給資格喪失・支給停止届の提出(未払い分がある場合は申立書の提出)　**支所対応：○**

手続詳細	期　限
亡くなられた方が成田市障害者福祉手当、指定難病等見舞金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	どなたでも可（未払い分の受取には一定の要件があり）
必要なもの	問い合わせ先
□ 未払い分がある場合は受取人の振込口座の分かるもの □ 未払い分がある場合は印鑑	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続	自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療・精神通院)の返還	支所対応：×

手続詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療・精神通院)を返却してください。	お早めにお手続ください
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・育成医療・精神通院）	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

精神障害者医療費助成を利用していた

手続	精神障害者医療費受給資格の喪失の届出	支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方が精神障害者医療費受給資格者であった場合、死亡日をもって資格喪失となります。 精神障害者医療費受給資格喪失届を提出してください。	お早めにお手続ください
	手続可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑 □ 通院ノート □ 未請求分がある場合は、領収書及び相続人の振込口座のわかるもの	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

MEMO

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書等の提出　**支所対応：×**

手続詳細	期　限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続が可能です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続可能な人
	年金を受給する方、扶養年金管理者等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の死亡診断書 □ 亡くなられた方の除住民票 □ 年金を受給する方の住民票 □ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

【年金の受給資格があった方が亡くなられた場合】

手続 弔慰金支給請求書等の提出　**支所対応：×**

手続詳細	期　限
加入者が掛金を1年以上支払っている状況で障がいのある方（受給資格者）が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが可能です。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	年金加入者等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の除住民票 □ 掛金を支払っていた方の住民票 □ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

7. 福祉（障がい）に関する手続

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続	死亡・重度障害届出書等の提出	支所対応：×

手続詳細	期　限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書等の提出が必要となります。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の除住民票	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

重度心身障害者（児）医療費の助成を受けていた

手続	重度心身障害者（児）医療費助成受給券の返却及び、資格喪失届（未請求分がある場合は申立書の提出）	支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方が重度心身障害者（児）医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続が必要です。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の重度心身障害者（児）医療費助成受給券 □ 未請求分の医療費領収書 □ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの及び印鑑	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

MEMO

福祉タクシー券を利用していた

手続 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却　**支所対応：○**

手続詳細	期　限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

児童通所施設を利用していた

手続 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却　**支所対応：×**

手続詳細	期　限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 通所受給者証	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続

支所対応　○：可能　△：一部可能　×：不可

障害福祉サービスを利用していた

手続　障害福祉サービス受給者証の返却　支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

地域生活支援サービスを利用していた

手続　地域生活支援サービス受給者証の返却　支所対応：○

手続詳細	期　限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを利用していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	障がい者福祉課 ☎ 0476-20-1539

MEMO

児童手当を受給していた

手続　受給者変更手続、未支払い手当の請求手続　支所対応：×

手続詳細	期　限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、児童手当の受給資格が消滅します。 亡くなられた受給者に代わって児童を養育する方は、受給者が亡くなられた日の翌日から15日以内に「認定請求書」を提出し、受給者変更の手続をしてください。 また、亡くなられた受給者に未支払い分の手当（受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。）がある場合は、対象児童の口座にお支払いします。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内 （手続きが遅れると、支給されない月が発生することがあります。）
必要なもの	**手続可能な人**
□ 手続きを行う人の本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード等） □ 振込口座の分かるもの □ 年金加入証明書または健康保険証もしくは資格確認書 【未支払いの手当がある場合】 □ 対象児童名義の振込口座の分かるもの	児童の養育者
	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0476-20-1538

児童扶養手当を受給していた

手続　受給者死亡届、未支払い手当の請求手続、児童扶養手当証書の返納手続　支所対応：×

手続詳細	期　限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、受給資格が喪失しますので、「受給者死亡届」を提出してください。亡くなられた受給者に未支払い分の手当（受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。）がある場合は、対象児童の口座にお支払いします。 また、児童扶養手当証書が交付されている場合は返納してください。 その他のお手続き（受給者変更等）については、来庁またはお電話にてご相談ください。	14日以内
	手続可能な人
	親族など
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 手続きを行う人の本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード等） □ 児童扶養手当証書（紛失等で見つからない場合は、窓口にてその旨お伝えください。） 【未支払いの手当がある場合】 □ 対象児童名義の振込口座の分かるもの	子育て支援課 ☎ 0476-20-1538

子ども医療費助成受給券を交付されていた

手続 受給券の返納手続　**支所対応：○**

手続詳細	期　限
子ども医療費助成受給券の交付を受けていた高校生相当年齢までの児童が亡くなられた場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続可能な人
	児童の保護者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 児童の子ども医療費助成受給券 □ 手続きを行う人の本人確認ができるもの （運転免許証・マイナンバーカード等）	子育て支援課 ☎ 0476-20-1538

ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた

手続 受給券の返納手続　**支所対応：×**

手続詳細	期　限
ひとり親家庭等医療費等助成受給券の交付を受けていた方が亡くなられた場合、その受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続可能な人
	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 親族など
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費等助成受給券 □ 手続きを行う人の本人確認ができるもの （運転免許証・マイナンバーカード等）	子育て支援課 ☎ 0476-20-1538

MEMO

遺児等手当を受給したい

手続　受給資格認定申請手続　支所対応：×

手続詳細	期　限
遺児等手当は、義務教育終了前の児童の父母または父母のどちらかが、死亡もしくは一定程度以上の障がいの状態になった場合に、その児童の養育者に手当を支給する制度です（所得制限あり）。	なし （認定を受けた日の属する月から支給を開始しますので、該当になる場合はお早めにお手続ください）
必要なもの	**手続可能な人**
□ 戸籍謄本 □ 振込口座の分かるもの	児童の養育者
	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0476-20-1538

遺児等手当を受給していた

手続　受給権消滅手続　支所対応：×

手続詳細	期　限
遺児等手当の受給者が亡くなられた場合、受給権が消滅しますので、「消滅届」を提出してください。 また、亡くなられた受給者に未支払い分の手当（受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。）がある場合は、対象児童の口座にお支払いします。	なし
	手続可能な人
	児童の養育者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 手続きを行う人の本人確認ができるもの （運転免許証・マイナンバーカード等） 【未支払いの手当がある場合】 □ 対象児童名義の振込口座の分かるもの	子育て支援課 ☎ 0476-20-1538

MEMO

保育園、幼稚園又は児童ホームを利用していた

手続　保護者の変更手続き等　支所対応：×

手続詳細	期　限
亡くなられた方が、保育園等に通っている児童の支給認定保護者になっている場合等、保護者の変更が必要となります。 亡くなられた方が、児童本人の場合、退所手続きが必要となります。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	児童の保護者
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	保育課 ☎ 0476-20-1607

MEMO

9. 上下水道に関する手続

支所対応　○：可能　△：一部可能　×：不可

上下水道を使用していた

手続　名義変更または閉栓手続　支所対応：×

手続詳細	期　限
上下水道の使用者が亡くなられた場合、名義変更又は閉栓手続が必要となります。 ※電話手続可	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続可能な人
	新たな使用者又は親族
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	【名義変更・閉栓手続き】 ヴェオリア・ジェネッツ（株）成田営業所 （上下水道料金徴収事務受託者） ☎ 0476-22-8881 ※成田ニュータウン地区にお住まいの方は県水お客様センターへ ☎ 0570-001245

井戸水を利用していて、公共下水道を使用していた

手続　使用人数の変更手続、名義変更または休止手続　支所対応：×

手続詳細	期　限
井戸水を利用していて、公共下水道を使用していた方が亡くなられた場合、使用人数の変更手続等が必要です。 ※郵送手続可。ご連絡いただければ必要書類をお送りします。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続可能な人
	新たな使用者又は親族
必要なもの	**問い合わせ先**
【使用人数・名義変更の場合】 □ 下水道使用変更届 【使用を休止する場合】 □ 下水道使用休止届	下水道課 ☎ 0476-20-1553

9. 上下水道に関する手続

支所対応 ○：可能　△：一部可能　×：不可

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続 受益者変更届の提出　支所対応：×

手続詳細	期　限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続をお願いします。 ※郵送手続可。ご連絡いただければ必要書類をお送りします。	受益者の変更があった日から14日以内
	手続可能な人
	新たに受益者（所有者）となった方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 下水道事業受益者異動申告書	下水道課 ☎ 0476-20-1553

し尿くみ取り式トイレを使用している

手続 し尿くみ取り式トイレの管理者の名義変更　支所対応：×

手続詳細	期　限
し尿くみ取り式トイレの管理者が亡くなられた場合、管理者の名義変更が必要です。 ※電話手続可	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	新しい管理者の方
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	環境衛生課 ☎ 0476-20-1531

MEMO

10. 農業集落排水に関する手続

支所対応 ○：可能　△：一部可能　×：不可

農業集落排水を使用されている方（下総地区、大栄地区の一部）

手続 使用者の変更手続き等　**支所対応：×**

手続詳細	期　限
農業集落排水使用料は使用人数によって変わるため、亡くなられた方が農業集落排水をご使用の場合は使用人数変更届等が必要になります。	さかのぼっての適用ができないため、お早めにお手続ください **手続可能な人** 新たな使用者又は親族
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	下水道課 ☎ 0476-20-1553

11. 農地に関する手続

支所対応 ○：可能　△：一部可能　×：不可

市内の農地の貸し借りをされている方

手続 貸主：農地所有者の変更手続き等
借主：耕作権の相続または解約手続き等　**支所対応：×**

手続詳細	期　限
亡くなられた方が農地を所有していて、別の方に貸し付けていた場合、貸付契約の変更が必要になる場合があります。 亡くなられた方が農地を借り受けて耕作していた場合、借受契約の解除または変更が必要になります。	お早めにお手続ください **手続可能な人** 書類の作成、案内等はどなたでも可 手続きにあたっての名義は法定相続人のみ
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 農用地利用集積計画公告通知書または農用地利用集積等促進計画 ※貸し借りをした場合、契約期間の開始時期に農政課または千葉県園芸協会（農地中間管理機構）から送付されています。なくしてしまった場合は、所有地または借受地の地番がわかる資料をお持ちください。農政課にて契約状況の確認をします。	農政課 ☎ 0476-20-1542

市内に森林を所有されている方

手続　所有者の変更手続き　支所対応：×

手続詳細	期　限
相続により森林の権利を取得した場合は、森林の所在する市区町村に届出の必要があります。 なお、財産分割がされていない場合は、法定相続人の共有物として届出を行ってください。	権利取得後90日以内
	手続可能な人
	相続した人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 森林の土地所有者届出書 □ 位置を示す地図 □ 登記事項証明書の写しなど、権利を取得したことが分かる書類	農政課 ☎ 0476-20-1541

MEMO

道路を占用していた

手続　占用許可の廃止または変更手続　支所対応：×

手続詳細	期　限
占用許可を廃止する場合は「占用廃止届」を提出してください。名義の変更をする場合は「道路占用者等変更届」を提出してください。添付書類として、占用許可書の写しが必要です。	【廃止】 廃止する1ヶ月前まで 【変更】 変更後３０日以内
	手続可能な人
	相続人等
必要なもの	**問い合わせ先**
【道路占用の廃止】 □ 占用廃止届及び占用許可書の写し 【名義の変更】 □ 道路占用者等変更届及び占用許可書の写し ※詳細は事前にお問い合わせください。	道路管理課 ☎ 0476-20-1551

市営霊園でお墓を使用している

手続　市営墓地使用権承継手続　支所対応：×

手続詳細	期　限
成田市営霊園の使用者が亡くなられた場合、使用権承継手続きが必要です。 なお、市営霊園を新たにお申込み希望の方は、お問い合わせください。	お早めにお手続ください
	手続可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の戸籍謄本等 ※詳細は事前にお問い合わせください。	環境衛生課 ☎ 0476-20-1531

家財整理をしたい

手続	成田富里いずみ清掃工場及び成田市リサイクルプラザへのごみの搬入	支所対応：×

手続詳細	期　限
成田富里いずみ清掃工場及び成田市リサイクルプラザへごみを搬入する際は、ごみの発生場所と亡くなられた方の住所が確認できる書類を持参し、受付に提示してください。 別世帯の方が運転してくる場合は、事前にご連絡ください。 ※ごみの発生場所が成田市外の場合は搬入できません。	なし
必要なもの	**手続可能な人**
□ ごみの発生場所と亡くなられた方の住所が確認できる書類（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等） □ 運転者の免許証 ※運転者の住所が、亡くなられた方と異なる場合は、亡くなられた方との親族関係を証明する書類（戸籍謄本等）を持参し、受付に提示してください。	運転者が同一世帯員であれば搬入できます。 ※別住所の親族が運転して搬入する場合は親族関係を証明する書類（戸籍謄本等）を持参してください。 **問い合わせ先** クリーン推進課 成田富里いずみ清掃工場 ☎ 0476-36-1689 成田市リサイクルプラザ ☎ 0476-36-1000

MEMO

家を売りたい・貸したい

手続　空き家バンクへの登録手続　支所対応：×

手続詳細	期　限
相続された方が市内の空き家を売買・賃貸したいと考えている場合に、市が運営する空き家バンクへ物件を登録していただき、空き家バンクのウェブサイトで公開し、移住等を考えている方に紹介するものです。 ※詳細はお問い合わせください。	なし **手続可能な人** 所有者（相続人）
必要なもの	**問い合わせ先**
【空き家バンクへの登録】 □ 空き家バンク物件登録申込書（第1号様式） □ 空き家バンク物件登録カード（第2号様式） □ 同意書（第3号様式）	建築住宅課 ☎ 0476-20-1564

市営住宅に住んでいた

手続　市営住宅の名義人変更・退去手続きなど　支所対応：×

手続詳細	期　限
市営住宅に住んでいた方が亡くなられた場合、状況に応じて手続きが必要です。 ※詳細はお問い合わせください。	お早めにお手続ください **手続可能な人** 法定相続人若しくは関係者
必要なもの	**問い合わせ先**
【名義人変更】 □ 市営住宅承継入居承認申請書（別記第11号様式） 【退去】 □ 市営住宅明渡届（別記第28号様式） 【同居者の変更】 □ 市営住宅同居者異動届（別記第29号様式）	建築住宅課 ☎ 0476-20-1564

相続した住宅を売却した

手続　空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除　支所対応：×

手続詳細

亡くなった方が直前まで住んでいた戸建ての住宅を相続したとき、その空き家を速やかに売却することで、売却で得られる譲渡所得から最大で3,000万円まで控除する特例を受けられる制度です（通常課せられる所得税が少なくなります）。

※条件がありますので詳細はお問い合わせください。

期　限

【売却の期限】
亡くなられた日から3年が経過する年の12月31日まで

【申請の期限】
売却後お早めにお手続ください

必要なもの

- □ 被相続人居住用家屋等確認申請書
- □ 亡くなられた方の住民票（除票）の写し
- □ 相続した方の住民票の写し
- □ 売買契約書のコピー
- □ 亡くなられた方の住居以外に使用していないことが確認できる書類（ライフラインの閉栓証明書や不動産業者が空き家として売り出していた広告など）
- □ 空き家の閉鎖登記事項証明書（解体した場合）
- □ 空き家の解体する前後の写真（解体した場合）

※その他、個々の事情によって必要な書類が変わる場合があります。

手続可能な人

空き家の相続人

問い合わせ先

建築住宅課
☎ 0476-20-1564

犬を飼っている

手続　犬の登録事項変更届出書の提出　支所対応：○

手続詳細

飼い犬の所有者が亡くなられた場合、所有者の変更の届出が必要です。

※マイクロチップを装着した犬で、国の指定登録機関に所有者の変更登録をした場合は、本市への届出は不要です。

※犬の所在地が市外に変更となる場合は、変更後の所在地の自治体で手続きをしてください。

期　限

所有者になった日から30日以内

手続可能な人

新しい所有者の方

必要なもの

- □ 犬の鑑札（あれば）

問い合わせ先

環境衛生課
☎ 0476-20-1531

市役所以外で行う手続き

No.	項目	手続窓口
1	所得税・相続税に関する手続き	成田税務署 所得税：個人課税部門 相続税：資産課税部門 ☎ 0476-28-5151
2	不動産の登記に関する手続き	千葉地方法務局　成田出張所 ☎ 0476-23-2313 ※旧大栄町、旧下総町については、 千葉地方法務局　香取支局 ☎ 0478-52-3391
3	運転免許証の返納	成田警察署　交通課 ☎ 0476-27-0110
4	電気料金の名義変更・解約	電力供給会社
5	ガス料金の名義変更・解約	各事業所
6	固定電話・携帯電話の 名義変更・解約	各電話・携帯電話会社
7	クレジットカードの解約	各クレジット会社
8	死亡保険金の請求	加入されていた生命保険会社・代理店
9	口座凍結の解除	各金融機関等
10	その他利用サービスの名義変更・解約 （新聞・定期購読物・オンラインサービス等）	各社
11	遺言書（検認・開封）	被相続人や相続人の住所地を管轄する 各家庭裁判所
12	相続放棄の申立	被相続人の最後の住所地を管轄する 家庭裁判所

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。

相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①
戸籍関係書類の取得
相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②
遺産分割協議・協議書の作成
協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③
登記申請書の作成
法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④
登記申請書の提出
法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤
登記完了
法務局（登記所）から登記完了証・ 登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
  相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
  相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

発　　行　　成田市役所
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発　行　年　　2024 年 12 月